

令和5年度政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る各府省分担金について

令和4年7月27日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

令和5年度政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る各府省分担金については下記のとおりである。

記

1. 令和5年度政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る経費は、構成府省が応分の負担を行う形式で予算要求する。

予算要求に際して、構成府省は負担に応じた予算要求枠を総務省に貸し出し、総務省が一括して要求する。

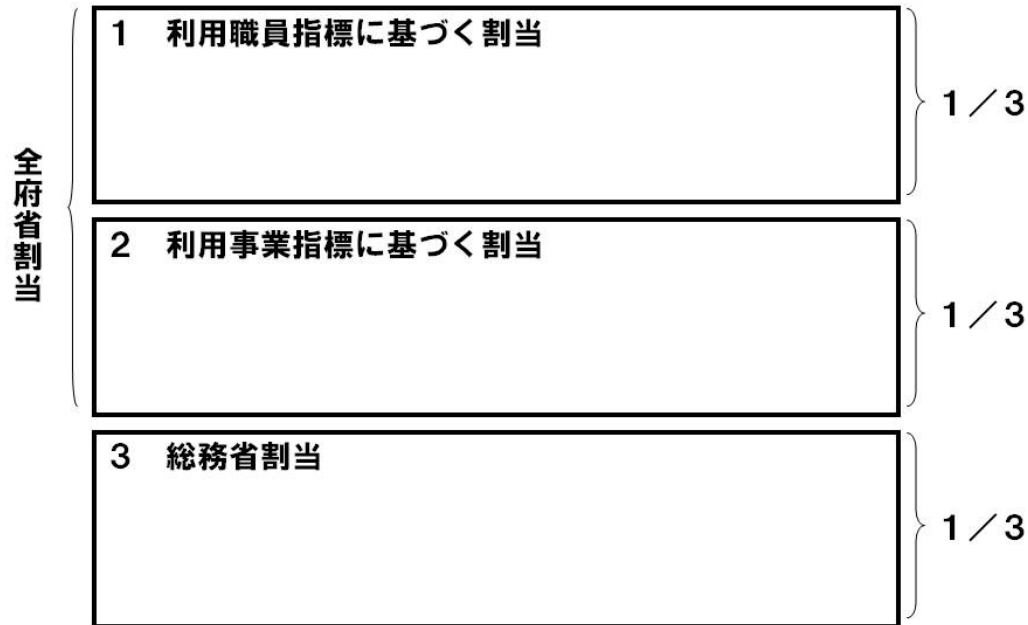
2. 政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る経費（料金基礎額）は、別紙に掲げる各指標の算定基礎数の合計値により決定する。

区分	算定基礎数合計値	料金基礎額（年額）
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	2,362 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	7,085 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	10,235 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	13,384 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	20,469 千円

3. 総務省は、上記2に加え、経費全体の33%に相当する額を料金基礎額とする。

政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る経費の構造

1. 料金構造



2. 算定基礎数について

各指標を一律に評価するため、算定基礎数を以下のとおり設定する。

① 算定基礎数

各指標の算定基礎総数合計（一律 5,000）を、指標別に各府省の階級値の合計で除し、これに各階級値を乗じ正規化したもの。

算出式は以下のとおり。

$$\text{算定基礎数} = \frac{\text{算定基礎総数合計}}{\text{各指標の階級値の合計}} \times \text{各階級値}$$

(例) 利用職員指標（職員数 50 人未満の場合）

$$\frac{5,000}{1,625} \times 25 \div 77 \text{ (区分Aクラスの算定基礎数)}$$

(例) 利用事業指標（統計調査規模 50 未満の場合）

$$\frac{5,000}{3,500} \times 25 \div 36 \text{ (区分Aクラスの算定基礎数)}$$

② 利用職員指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計関係職員規模 ^{注1}	階級値	算定基礎数
Aクラス	職員規模 50 人未満	25	77
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	100	308
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	200	615
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	375	1,154
Eクラス	職員規模 500 人以上	550	1,692

注1) 総務省政策統括官（統計制度担当）のホームページで公表されている国の統計関係職員数（地方支分部局を除く。）による。

③ 利用事業指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計調査数規模（計数） ^{注2,3}	階級値	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	25	36
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	75	107
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	200	286
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	375	536
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	700	1,000

注2) 統計調査客規模調査（令和4年4月15日依頼）の結果に基づき、各府省が所管する統計調査に係る客数により算出した計数の合計による。

※ 計数については、次表参照

注3) 廃止した統計調査、今後実施の予定がない統計調査、産業連関表の作成のみを目的とした統計調査、業務統計及び加工統計を除く。

統計調査規模に応じた計数表

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客数 50,000 以上の統計調査	40

3. 料金基礎額の決定

政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る経費（料金基礎額）は、2で決定した各府省の利用職員指標と利用事業指標の算定基礎数の合計値を基に、次表に掲げる区分に該当する料金基礎額とする。

区分	算定基礎数合計値	料金基礎額（年額）
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	2,362 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	7,085 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	10,235 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	13,384 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	20,469 千円

※ 総務省は、上記に加え、経費全体の33%に相当する額を料金基礎額とする

令和5年度政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る各府省分担金

(単位：千円)

府省名	利用職員指標			利用事業指標			算定基礎数 合計	料金区分	料金基礎額 (X)	料金基礎額 (Y)	分担金	
	統計関係職員数			統計調査数							X + Y	月額
	階級値	区分	算定基礎数	階級値	区分	算定基礎数						
内閣官房	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
人事院	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
内閣府本府	100	B	308	200	C	286	594	II	7,085	0	7,085	590
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—
公正取引委員会	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
警察庁	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
金融庁	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—
消費者庁	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
総務省	550	E	1,692	700	E	1,000	2,692	V	20,469	66,695	87,164	7,264
法務省	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
外務省	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
財務省	25	A	77	200	C	286	363	II	7,085	0	7,085	590
文部科学省	25	A	77	200	C	286	363	II	7,085	0	7,085	590
厚生労働省	200	C	615	700	E	1,000	1,615	V	20,469	0	20,469	1,706
農林水産省	200	C	615	200	C	286	901	IV	13,384	0	13,384	1,115
経済産業省	200	C	615	200	C	286	901	IV	13,384	0	13,384	1,115
国土交通省	100	B	308	700	E	1,000	1,308	V	20,469	0	20,469	1,706
環境省	25	A	77	200	C	286	363	II	7,085	0	7,085	590
防衛省	25	A	77	25	A	36	113	I	2,362	0	2,362	197
合計	1,625		5,000	3,500		5,000	10,000		135,411	66,695	202,106	16,842

政府統計共同利用システムの設計・開発等に係る各府省分担金一覧

(参考)

(単位：千円)

府省名	令和4年度要求分	令和5年度要求分	合計
内閣官房	2,621	2,362	4,983
人事院	2,621	2,362	4,983
内閣府本府	7,863	7,085	14,948
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	2,621	2,362	4,983
警察庁	2,621	2,362	4,983
金融庁	—	—	—
消費者庁	2,621	2,362	4,983
総務省	100,598	87,164	187,762
法務省	2,621	2,362	4,983
外務省	2,621	2,362	4,983
財務省	7,863	7,085	14,948
文部科学省	7,863	7,085	14,948
厚生労働省	22,714	20,469	43,183
農林水産省	14,852	13,384	28,236
経済産業省	22,714	13,384	36,098
国土交通省	22,714	20,469	43,183
環境省	7,863	7,085	14,948
防衛省	2,621	2,362	4,983
合計	236,012	202,106	438,118

令和5年度政府統計共同利用システム利用料金について

令和4年7月27日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

令和5年度における構成府省の政府統計共同利用システム利用料金は下記のとおりとし、その全額を、総務省がデジタル庁一括計上予算として計上する。

記

利用機関名	利用料金（千円）
構成府省	855,566

以上